

代理人申請受領について

【ご意見】（令和6年1月4日受付）

ある日、市役所窓口で私と別住所に住んでいる子供の住民票(個人番号記載)の交付を受けようとして委任状持参で伺ったところ、代理人には交付できない(委任者に直接郵送なら出来る)と言われました。

私がホームページを見た範囲で個人番号記載住民票の代理人申請受領についての注意記載は分かりませんでした。どこかに記載されているのでしょうか。

1. 記載されているのなら記載されているところを教えてください。
2. 記載されていない場合・なぜ記載しないのか・必要性を感じないか・改善等検討しないか。教えてください。

また、郵送について、当日の発送は出来ないと言われ発送部署に確認して頂いたところ、明日発送出来るとの回答でした。急いでいるので代理申請受領に伺っているのになぜ当日発送は無理なのでしょうか。(受取人の住所を書いて郵便料金を切手で払っているのに、3. 郵送依頼したのが正午位の時間で当日発送出来ないほど多忙なのでしょうか。

個人情報の扱いが慎重になるのは理解できますが 欠けている点・適宜対応を要する点もあるのではないのでしょうか。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

(ご意見1・2について)

ご指摘を受け、個人番号記載住民票の代理人請求についての説明を追加いたしました。

「千曲市ホーム>くらし・手続き>届出・証明>住民票等の請求について」に記載いたしましたのでご確認ください。

(ご意見3について)

個人番号記載住民票は、本人宛に簡易書留で郵送しています。簡易書留の発送は、市と郵便局との取り決めにより、発送できる時間に期限が定められています。

今回窓口対応させていただいた時間ですと、その期限に間に合わない可能性があったため、翌日には確実に発送できるとご案内させていただきました。

申出者様がお急ぎになっている事情を察し、丁寧な対応ができずにご不便をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。ご指摘いただいたことを今後の対応改善に活かしてまいります。

担当 市民課